一般社団法人全国自家用自動車協会定款

第　１　章　総　　則

（名称）

第１条　この法人は、一般社団法人全国自家用自動車協会（以下、「本協会」という。）と称し、英文では、Ｐｒｉｖａｔｅ　Ａｕｔｏｍｏｂｉｌｅ　Ａｓｓｏｃｉａｔｉｏｎ（略称「ＰＡＡ」）と表記する。

（事務所）

第２条　本協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第　２　章　目的及び事業

（目的）

第３条　本協会は、自家用自動車に関する調査及び研究を行うとともに、陸運行政に協力し、また関係機関及び会員相互の緊密な連絡協調を図り、もって自家用自動車を利用する個人又は団体の健全な発展に寄与し、公共の福祉を増進することを目的とする。

（事業）

第４条　本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）　自家用自動車に関する調査研究及び統計の作成

（２）　自家用自動車に関する意見の公表及び国会その他関係機関に対する意見の開陳

（３）　道路運送車両法その他運輸関係法令の施行に対する協力

（４）　自動車損害賠償保険の調査及び研究並びに広報事業

（５）　関係団体との連絡協調及び会員の福利厚生に関する事業

（６）　自家用自動車事故の防止及び事故相談に関する事業

（７）　自家用自動車の登録及び適正化関係並びに整備管理に関する事業

（８）　各種イベント・媒体を通じて、税制、環境、安全などについて広く啓発する事業

（９）　自動車検査登録関係用紙等の頒布

（10）　その他本協会の目的を達成するために必要な事業

２　前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第　３　章　会　　員

（協会の構成員）

第５条　本協会は、この協会の事業に賛同する個人、又は法人であって、次条の規定によりこの協会の会員となった者をもって構成する。

２　本協会に次の会員を置く。

（１）　正会員　都道府県を単位とする自家用自動車団体又は法人

（２）　賛助会員　本協会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする者

３　前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第６条　本協会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより入会申込書を提出し、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第７条　本協会の事業活動に必要な費用に充てるため、会員は、総会において別に定める額（以下、「会費」という。）及び納入方法により毎事業年度、会費を納入しなければならない。

２　賛助会員は、賛助会費を納入しなければならない。

（会員の権利）

第８条　会員は、資料の配布を受け、第４条に定める事業に参加することができる。

（退会）

第９条　会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第１０条　会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の４分の３以上の

議決によって、これを除名することができる。この場合、当該会員に対し、除名の決議を行う総会の１週間前までに、理由を付して除名する旨を通知するとともに、当該総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（１）　この定款その他の規則に違反したとき

（２）　本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

（３）　その他除名すべき正当な事由があるとき

２　前項の規定により、除名が決議されたときは、当該会員に対し、通知するものとする。

（資格の喪失）

第１１条　前２条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

（１）　会員である法人又は団体が解散したとき

（２）　会費を納入せず、督促後なお１年以上納入しないとき

（３）　総正会員が同意したとき

（権利の喪失）

第１２条　会員が前３条の規定により資格を喪失したときは、本協会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

２　会員が、その資格を喪失したときは既に納入した会費その他の拠出金は返還しない。

第　４　章　総　　会

（構成）

第１３条　総会は、すべての正会員をもって構成する。

２　前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

（権限）

第１４条　総会は、次の事項について決議する。

（１）　会員の除名

（２）　理事及び監事の選任又は解任

（３）　理事及び監事の報酬等の額

（４）　事業報告書及びその附属明細書の承認、貸借対照表及び正味

財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認

（５）　会費の額及び納入方法

（６）　定款の変更

（７）　解散及び残余財産の処分

（８）　その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第１５条　総会は、定時総会として毎事業年度に１回、前事業年度終了後９０日以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第１６条　総会は、法令に定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

２　総正会員の議決権の５分の１以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

３　総会を招集するには、総会の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して開会の１４日前までに書面で通知しなければならない。

（議長）

第１７条　総会の議長は、代表理事たる会長が当たる。ただし、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、総会において正会員の中から選出する。

（議決権）

第１８条　総会における議決権は、１正会員につき１個とする。

（定足数）

第１９条　総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席をもって成立する。

（決議）

第２０条　総会の決議は、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の４分の３以上に当たる多数をもって行う。
（１）　会員の除名
（２）　監事の解任
（３）　定款の変更
（４）　解散
（５）　その他法令で定めた事項
３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第２３条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

（書面による議決権の行使等）
第２１条　本協会は総会の招集に当たって、総会に出席できない正会員が、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権を行使できるものとする。この場合において、当該書面によって行使された議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。
２　総会に出席できない正会員は、代理人に議決権の行使を委任することができる。
３　理事又は正会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとする。

（議事録）
第２２条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。
（１）　総会の日時及び場所
（２）　構成員の現在数
（３）　総会に出席した構成員の数及び理事、監事、議長及び議事録署名人の氏名
（４）　議決事項
（５）　議事の経過の概要
（６）　その他法令で定められた事項
２　議長及び出席した正会員のうちから選出された議事録署名人２名

は、前項の議事録に記名押印する。

第　５　章　役　　員

（役員の設置）

第２３条　本協会に次の役員を置く。

（１）　理事　　３名以上１５名以内

（２）　監事　　１名以上３名以内

２　理事のうち、会長１名、副会長５名以内、専務理事１名及び常務理事１名以内とする。

３　前項の会長をもって法人法上の代表理事とする。

４　第２項の専務理事及び常務理事を常勤理事とし、専務理事及び常務理事を法人法上の業務を執行する理事（以下、「業務執行理事」という。）とする。

（役員の選任）

第２４条　理事及び監事は、正会員のうちから総会の決議によって選任する。ただし、特に必要と認められる場合は、理事にあっては３名を限度として、正会員以外の者を理事に選任することができる。

２　会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第２５条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

２　会長は、本協会を代表し、業務を統轄する。

３　副会長は、会長を補佐する。

４　専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を執行する。

５　常務理事は、専務理事を補佐し、本協会の業務を処理する。

６　会長、専務理事及び常務理事の権限は、理事会において別に定める職務権限規程による。

７　会長及び業務執行理事は、毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第２６条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定める監査報告を

作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況を調査することができる。

（役員の任期）

第２７条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

２　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

３　補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員した理事の任期は、他の現任理事の残任期間とする。

４　理事又は監事は、第２３条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了の後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（役員の解任）

第２８条　理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。

２　前項において、職務上の義務違反その他役員にふさわしくない行為があると認められ解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の決議を行う総会において当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）

第２９条　理事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

２　監事は、無報酬とする。

（責任の免除）

第３０条　本協会は、法人法第１１４条の規定により、理事及び監事の法人法第１１１条第１項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、賠償責任額から法令に定める額を控除して得た

額を限度とし、理事会の決議によって免除することができる。

（顧問）

第３１条　本協会に、任意の機関として、顧問５名以内を置くことができる。

２　顧問は、会長が理事会の決議を得て委嘱する。

３　顧問は、本協会の運営上特に重要な事項について会長の諮問に応え、又は意見を述べることができる。

４　顧問の任期は、２年とする。ただし、理事会で別段の決議がなされない限り、再任されたものとみなす。

５　顧問は、無報酬とする。

第　６　章　理　　事　　会

（構成）

第３２条　本協会に理事会を置く。

２　理事会は、すべての理事をもって構成する。

３　監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

（権限）

第３３条　理事会は、次の職務を行う。

（１）　本協会の業務執行の決定

（２）　理事の職務の執行の監督

（３）　会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

（開催）

第３４条　理事会は、毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回開催する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、臨時に理事会を開催する。

（１）　会長が、必要と認めたとき

（２）　会長以外の理事から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき

（３）　監事から法人法第１０１条の規定に基づき、会長に招集の請求があったとき

（招集）

第３５条　理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

２　理事会を招集するときは、理事会の日の５日前までに、各理事及び各監事に対しその通知を発しなければならない。

３　前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

（議長）

第３６条　理事会の議長は、会長がこれにあたる。

ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会出席者の中から議長を選定する。

（定足数）

第３７条　理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席をもって成立する。

（決議）

第３８条　理事会の決議は、前条の出席理事の過半数をもって行う。

２　前条及び前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項において議決に加わることができる理事に限る。）全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときは除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第３９条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

（１）　理事会の日時及び場所

（２）　会員の現在数

（３）　理事会に出席した理事の氏名

（４）　議決事項

（５）　議事の経過の概要

（６）　その他法令で定められた事項

２　出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第　７　章　委　　員　　会

（委員会）

第４０条　会長は、本協会の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の議決を得て委員会を置くことができる。

２　委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

第　８　章　資産及び会計

（事業年度）

第４１条　本協会の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（資産の構成）

第４２条　本協会の資産は、会費その他の収入をもって構成する。

（資産の管理）

第４３条　本協会の資産は、会長が管理し、その管理の方法は理事会の議決を得て、会長が別に定める。

（経費の支弁）

第４４条　本協会の経費は、資産をもってあてる。

（事業計画及び収支予算）

第４５条　本協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

（事業報告及び決算）

第４６条　本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会

長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）　事業報告
（２）　事業報告の附属明細書
（３）　貸借対照表
（４）　正味財産増減計算書
（５）　貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号の書類については、総会に提出し、承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置くものとする。

（１）　監査報告
（２）　定款
（３）　会員名簿

（剰余金）

第４７条　本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

（借入金）

第４８条　本協会は、資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって返済期間が１年以内のものを除き、理事会の４分の３以上の議決を得るものとする。

第　９　章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第４９条　この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の４分の３以上の議決を得て、変更することができる。

（解散）

第５０条　本協会は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の４分の３以上の議決を得て、又はその他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の処分）

第５１条　本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第　１０　章　事　　務　　局

（事務局）

第５２条　本協会に事務を処理するため事務局を置く。

２　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

３　事務局長は、理事会の決議により会長が任免する。

４　事務局及び職員に関する事項は、理事会において別に定める。

第　１１　章　公　告　の　方　法

（公告の方法）

第５３条　本協会の公告は、電子公告により行う。

２　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第　１２　章　補　　則

（細則）

第５４条　この定款の実施に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

附則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という。）第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第１項に定める一般社団法人の設立の登記の日から準用する。

２　整備法第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散と登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第４１条の規定にかかわらず、解散の

登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

３　本協会の最初の代表理事は、藤野公孝とする。

附則(平成２７年６月８日)

この定款は、平成２７年６月８日から施行する。

附則(令和８年６月４日)

この定款は、令和８年６月４日から施行する。